

消費税の転嫁方法及び表示方法の決定に係る共同行為協定書

(目的)

第1条 消費税の引き上げに伴い、加工食品の卸売業者（以下事業者という）は、法の定めるところに基づき消費税が円滑かつ適正に転嫁されることを目的として次の共同行為を行うものとする。

(転嫁方法の決定)

第2条 事業者は、それぞれが自主的に定めている本体価格に（消費税額分を転嫁する前の価格）外税方式か内税方式により、消費税額分を上乗せする。

2. 事業者は、消費税額引き上げ後に発売する新製品についてそれぞれが自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額を上乗せする。
3. 消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法として、整数で求める場合は、小数以下を四捨五入する。小数で求める場合は、小数第三位を四捨五入する。

(表示方法の決定)

(外税取引の場合)

第3条 事業者は、外税取引の場合、見積書、納品書、請求書、領収書等については本体価格と消費税額分を別枠で表示する。

(内税取引の場合)

第4条 事業者は、内税取引の場合、価格交渉を行う際は税抜き価格を提示し、見積書、納品書、請求書、領収書等については税込価格とする。

(違反者への措置)

第5条 この協定書の第2条及び第3条、第4条に違反した者に対しては、口頭ないし文書にて厳重に注意し、それに従わない場合は10万円以下の過怠金を課することができる。

(運営の方法)

第6条 この協定を円滑かつ適正に運営するため「消費税転嫁・表示カルテル推進協議会」を設置する。

2. 前項の協議会の運営は、同協議会の議長が当たる。

(附則)

この協定は平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日をもって解く。

平成25年11月18日

東京都中央区日本橋本町2-3-4
江戸ビル4F
一般社団法人日本加工食品卸協会

名古屋市中村区名駅5-18-9
中部飲食料新聞社内
中部食料品問屋連盟

大阪市北区菅原町8-11 大阪海苔会館内
大阪府食品卸同業会

長野市南県町1099 西智ビル
日本食糧新聞長野支局内
長野県食品問屋連盟

横浜市中区羽衣町2-7-10
関内駅前ビル9F 神奈川国分{株}内
神奈川県食品卸同業会

静岡市葵区沓谷5-10-5 ヤマキ(株)内
静岡食品卸同業会

新潟市西区流通センター3-1-1 新潟リョーシヨク内
新潟県食品卸協会